

## 令和元年度 第3回 武蔵野市男女平等推進審議会要旨

日 時 令和元年12月12日（木） 午後6時～8時  
会 場 武蔵野プレイス フォーラムA  
出席委員 権丈会長、小林副会長、伊藤委員、大田委員、小澤委員、高木委員、  
竹内委員、中村委員、三上委員、渡辺委員  
欠席委員 武田委員  
傍 聴 者 なし

### 1 開 会

### 2 会長挨拶

### 3 議 題

- (1) 性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言について
- (2) 前回議事録の確認
- (3) 第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画  
事業予定のヒアリングについて
  - ・基本目標Ⅱ「生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち」
  - ・基本目標Ⅲ「人権を尊重し、あらゆる暴力をゆるさないまち」
- (4) 第三次男女共同参画計画事業実績の評価について
  - ・基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育むまち」
  - ・基本目標Ⅳ「男女共同参画の体制づくりに取り組むまち」
- (5) その他

#### ■議題（1）性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言について

【会長】 では、議題（1）について事務局から説明をお願いする。

【事務局】 性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言について説明する。

10月29日に、市長を含む理事者、部課長を対象として「LGBTや多様性理解のための職員研修」を実施した。研修の冒頭に市長により、「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言」、愛称「レインボー ムサシノシ宣言」として行った。

宣言文の内容は、「男女平等の推進に関する条例」にのっとり策定した、「第四次男

女平等推進計画」の目指すべき目標としている「全ての人が互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、生き生きと暮らせるまち」を掲げている。また、計画に新たに追加した基本施策、「性の多様性を理解し尊重する意識、体制づくり」に向け、各種取り組みを行っていくことを宣言した。取り組みとしては、「多様な性を生きる人々の声を聴きます」、「SOGIに関する職員人権研修を行います」、「LGBTやSOGIに関する正しい情報を発信します」、「LGBTやSOGIに関する差別・暴力は許しません」、「多様な性を生きる人々に対して支援等を行います」ということを掲げている。表記については、知見を有する当事者の方からのご意見を頂戴して策定している。取り組みの最初に掲げた「多様な性を生きる人々」という表現だが、計画では「性的マイノリティ」としているところ、表現を和らげるため、「多様な性を生きる人々」とした。LGBTとSOGIの使い方だが、LGBTに限定せず、SOGIとあわせて使用することにより、全ての人をあらわすことができることから、LGBTを使うときには、SOGIと並列表記することとした。また、別紙の用語説明集については、正しい情報発信ということから、理解の促進を込めて作成した。計画や条例に掲げる「性別等」から始まり、「SOGI」、「LGBT」、そしてこの範疇に当てはまらない方がいらっしゃることを示すために、「エックスジェンダー」や「クエスチョニング」などを加えて作成している。

職員研修についてだが、講師は、共生ネットの原ミナ汰氏、LGBT支援カウンセラーの熟田桐子氏にお願いした。多様な性を生きる当事者の立場に立った講義を受けて、職員からは、性の多様性理解のため、相手の声を聞く姿勢を持っていきたい、といった多数の意見がよせられた。また、宣言書を配布して、各職場への掲示を依頼した。さらに庁内のみでなく、地域の拠点である各コミュニティセンターや、市立小・中学校に掲示を依頼するとともに啓発のほうを行った。学校については、既に中学校6校中3校で、校長室や保健室の前に掲示をいただいている。この宣言にあわせて、関連図書展示を中央図書館、吉祥寺図書館、武蔵野プレイスの3館で行った。パートナーシップ制度の検討については、関係課長で構成する多様性の尊重に関する庁内研究会の第1回を11月に開催した。今年度中に一定の意見をまとめられるよう取り組んでいきたいと考えている。男女平等推進情報誌「まなこ」においても、3月発行の号において特集する予定である。説明については以上である。

【会長】 何か質問はあるか。なければ次の議題を事務局よりお願いする。

■議題（２）前回議事録の確認

・資料１に基づき事務局より説明

【会長】 前回の議事録について、訂正がある場合は１２月１８日を目途に事務局に連絡をお願いしたい。

■議題（３）第三次男女共同参画計画事業実績及び第四次男女平等推進計画事業予定のヒアリングについて

【会長】 では、議題（３）第三次男女共同参画計画事業実績報告及び第四次男女平等推進計画事業予定報告、基本目標のⅡとⅢについてヒアリングを行う。各課のヒアリングに入る前に、前回の修正等があれば願います。

【男女平等推進担当課長】 それでは、男女平等推進センターから、２カ所訂正させていただきます。資料３をごらんいただきたい。

事業番号１３「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施」だが、「女性のためのマネーとライフのプラン」や「ママのためのライフキャリア講座」を実施したほか、「まなこ」１０４号で「家事ハラスメント」を特集したということに記載した。

続いて事業番号４８「男性の地域活動」については、講座「家族のカタチ これまでとこれから～共働きがづらいのは、なぜ？」という講座を実施したほか、「まなこ」１０３号で「地域活動を考える」をテーマに、これからの地域活動のあり方を特集したというふうに、内容を訂正した。

【会長】 何か質問はあるか。よろしいか。では、ヒアリングを行いたい。横瀬子ども政策課長、菅原子ども育成課長、小林子ども家庭支援センター所長、横山地域支援課長、稲葉高齢者支援課長の順番で説明をお願いします。

【子ども政策課長】 では、三次計画の事業実績ということで、資料１３をごらんいただきたい。５ページ、事業番号１３「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施」だが、平成３１年３月１０日に、「子どもの隣で仕事をする」とのタイトルで、子育てしながら起業している方３名に講演いただいた。生活経済課、男女平等推進センター、子ども政策課、高齢者支援課の４課共管で行っている。非常に好評いただいた講座で、評価はＡとしている。

6 ページ、事業番号 17 「市内事業所に向けた情報発信の充実」だが、これは三次の計画には載っていたが、子ども政策課がワーク・ライフ・バランスという視点で企業等に啓発していくのがどうしても難しい状況があり、Cということとし、この三次計画にて終了とさせていただきたい。

8 ページ、事業番号 23 「子育て支援施設の整備」については、「第五次子どもプラン武蔵野」の策定過程において、子育て支援施設のあり方検討の基礎資料となるアンケート調査を実施し、報告書を作成した。なお、プランについては11月に中間のまとめを公開し、今年度末3月に策定の予定である。

9 ページ、事業番号 26 「ファミリーサポート事業への支援」については、ファミリー会員が約270名増、サポート会員が約25名増と、現段階ではファミリー会員、サポート会員あわせて830名程度の会員がおり、順調に会員が増えている。当面の目標は1,000名である。評価についてはBとした。

10 ページ、事業番号 32、「まちぐるみ子育て応援事業補助金」制度の実施である。1期目が25年度から27年度、2期目が28年度から30年度で、6年にわたって実施してきており、30年度が最終年度である。30年度は全部で10回、まちカフェ事業「ローズカフェ」を開催した。その事業を補助するとともに、子育て情報冊子を作成して店舗等に配布した。事業自体は終了ということである。

続いて、資料の14をご覧ください。それらを受けて、第四次計画にどう反映させていくのかということである。基本的には、3ページの事業番号16、18、また、5ページの29、31、32が私どもの事業であるが、継続して、引き続き事業を行うことになっている。

事業番号 29 「子育て支援施設の整備」は、孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設を整備していくというものである。例えば0123 吉祥寺、はらっぱ等の施設を始め、市内には8カ所の地域子育て支援拠点施設がある。そういったものを中心にしながら、どのように整備していくのかということをも第五次子どもプラン（中間のまとめ）にまとめて記載している。

**【子ども育成課長】** それでは、子ども育成課から資料として、第三次計画報告書、資料11の数値目標の進捗状況、資料14の進捗の事業予定をごらんいただきたい。

資料13の8ページ、事業番号 24 「子育て支援施設のサービスの拡充」である。認可保育園における専門職の活用による相談事業などを実施するという一方で、「プ

レママの広場」、「赤ちゃんの広場」という、他にはない、保育園ならではの事業ということでやっている。保育園には保育士だけでなく、栄養士や保健士といった専門職もあり、総合的な支援ができるということから、そこが強みになっていると思っている。ほかにも栄養士による離乳食講座、救急講座なども実施している。

9ページ、事業番号28と29である。28は「病児・病後児保育の拡充」である。こちらについては、なかなか病児や病後児については、預かり先がないというところがある。30年度実績として、病児保育事業が521、病後児保育事業が284で、あわせて805名の方が利用されている。こちらについては、資料11、基本目標2の中段のところになるが、「病児・病後児保育（人・箇所数）」という記載がある。こちらは現状値として、先ほど申し上げた病児と病後児の合計数が805名、施設数が2カ所ということで記載している。施設については、この4月より、吉祥寺南町に病児保育室1施設を開所した。これにより、武蔵野市内の三駅、各駅圏ごとに1カ所ずつの整備が完了したということである。

なお、第1回審議会の際に、病児・病後児保育についての目標値と現状値との乖離ということが議題になったということなので、そのことについて説明したい。施設の整備としては3カ所完了し、定員の数も3施設合計で17名の受け入れが可能という形になったが、時期的な偏り、利用の仕方が利用主体で、市民のニーズと合っていないというようなところがあり、このような乖離が生まれている現状がある。

資料13の9ページ、事業番号29「待機児童の解消に向けた多様なサービスの充実」だが、30年度の実績としては、認可保育所3園、認証保育所2園の開所により、259名の定員増を実施した。こちらに関しては今年度、また新たに施設整備として認可保育所2園、認証保育所から認可保育園への移行ということで2園、合計4カ所の開設をして、来年の4月には、待機児童ゼロを達成する見込みである。

資料14に関してだが、「子育て支援施設のサービスの拡充」では引き続き、「プレママのひろば」、「赤ちゃんのひろば」等の子育て支援事業を実施するとともに、健康課の所管するゆりかごむさしのとの事業連携等を考えていきたい。

病児・病後児保育については、引き続き病児・病後児保育での預かり保育の実施を行っていくとともに、今後は、なかなか施設の予約がとれないというところもあるので、市外の施設も一定確保、利用できる場所にあるので、そこにどのようにつなげられるかということで、情報提供のあり方について検討していきたいと思っている。

待機児童の対象については、記載の内容とは若干違っているが、待機児童ゼロに向けて、認可保育所の整備を行っていく予定である。

【子ども家庭支援センター所長】 続いて子ども家庭支援センターから報告する。9ページ、事業番号27「子ども家庭支援センター事業の機能の充実」である。子育て支援ネットワークに新たにNPO法人の加入を進めるということから、今年は、新しく新規でオープンした放課後デイサービスや、認証保育所といった、そういう団体にもお声かけしてネットワークを広げているところである。

10ページ事業番号31「産前・産後支援ヘルパー事業の実施」だが、こちらは例年どおり利用しており、利用家庭は373家庭、延べ利用日数は2,351日である。

18ページ事業番号51番「配偶者等からの暴力の発生防止と早期発見」についてである。こちらは周知ということから、さまざまな相談のところから早期発見に努めるということで、市報の相談ごとの欄や、しおりであったり、というところにも掲載している。「まなこ」3月号の特集でも相談窓口の記載をしたり、ということで周知に努めている。

19ページ、事業番号56、57。20ページ、事業番号58、59までが相談事業の充実である。庁内の連絡体制については、例年どおり図っている。事業番号57「配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障」の評価がBである。通訳の予算計上をしているが、実際の対応事例はなかった。今後は通訳というより、窓口ですぐに使えるように翻訳機の導入等も検討していきたい。

21ページ、事業番号62、63が安全の確保である。62では、6世帯11名の緊急一時保護を行った。63は、庁内連絡会議で情報共有し、加害者の追及の可能性がある事例については早期に関係各所に情報を伝えたということである。住民基本台帳の支援措置や、保険証の変更を素早く行うといった事例があった。

21ページ、事業番号64、次ページの65、66、67が自立支援に関する事業である。例年どおり、婦人相談員、母子父子自立支援員の事業でケアしている。

22ページ、事業番号68、23ページの69、71、72、24ページ、73までが推進体制の整備である。庁内の連携を引き続き行っていくとともに、関係部署、東京都や、警察、児童相談所と連携していくことと、職員研修を実施するというところを行っている。

事業番号74、75は、セクシュアル・ハラスメントやストーカーへの対策である。

74については、子ども家庭支援センターでは啓発活動は行っておらず、相談活動が主であるため、終了ということから、Cにしている。75のストーカー行為等の被害者に対する支援では、市に寄せられたストーカー相談は延べ16件となっている。

事業番号76、25ページ、事業番号77、78、79までが、ひとり親家庭等への支援である。こちらも例年どおりに引き続き事業を行ったところである。

続いて資料14の第四次計画の予定であるが、基本的にはセクシュアル・ハラスメント等の啓発活動については終了したが、ほかの事業については継続で行うとともに、事業番号82、「ひとり親家庭等の子供への学習生活支援」を新規事業で30年度から実施した。家庭訪問による学習生活支援及び補習教室への学習支援ということで、訪問による学習生活支援が子ども家庭支援センター、補習教室のほうは生活福祉課が所管でやっており、こちらの事業を開始したところである。

【地域支援課長】 地域支援課から説明する。11ページ、事業番号34の一番上をごらんいただきたい。こちらは介護にかかわる人材の確保・育成事業の一環として、地域包括ケア人材育成センターを昨年12月1日に開設した。専門職に限らず福祉サービスを担う人材の確保・育成、事業者支援等々、さまざまな事業を行うセンターである。新規にしっかりと開設できたということで、A評価としている。

12ページ、事業番号35の一番上、在宅医療・介護連携推進事業である。平成27年度に介護保険法に位置付けられた事業であり、27年度から実施している。昨年度は入院時情報連携シートを新たに作成して、入院時における介護、医療、福祉関係者等との連携を強化した新たな取り組みを行ったということで、A評価としている。

15ページ、事業番号43、こちらは地域支援課となっているが、市民社会福祉協議会が実施している事業である。例年行っている事業で、30年度もボランティア地域福祉活動助成事業を実施して、30団体への助成を行った。こちらは歳末助け合い募金等々を原資とした助成事業となっている。また、身近な居場所づくりということで、8団体に助成を行ったところである。

事業番号44は、地域福祉ファシリテーター養成講座である。こちらも市民社会福祉協議会の事業で、例年行っており、8名が受講、5名が修了した。どちらも継続事業ということで、B評価としている。

17ページ、事業番号49、地域支援課となっているところ、市民社会福祉協議会の事業で、「お父さんお帰りなさいパーティー」を実施し、60名の参加があった。あ

わせて「お父さんお帰りがさいサロン」を実施している。こちらも継続事業でB評価としている。男性の方の地域参加率は低いため、こういった機会を通じて、男性にも地域参加の呼びかけをしている。

続いて、今年度以降の事業予定についてだが、基本的には、これまでの継続事業を実施するところであるが、地域包括ケア人材育成センターについて説明をしたい。今月から2年目となった。今年度は、市内の39歳までの若い介護職の方を集めて、介護の仕事をよりよいものにするためのプロジェクトを立ち上げ、さまざま検討を行っている。そういった検討を通して、来年以降、例えば介護の仕事のイベントとかイメージアップ、そういったものを行っていきたいと考えている。

あわせて、来年度については、人材育成センターで、喀痰吸引等研修を実施する。こちらの研修の準備も進めているところである。この人材育成センターは、市から福祉公社への委託事業となっている。どの自治体にも人材センターがあるわけではなく、調布市や町田市等の限られた自治体にある。本来は、広域的な取り組みが求められるものであるが、やはり介護人材等は不足しており、喫緊の課題ということで、本市では福祉総合計画に位置付けをして、昨年12月1日に開設した次第である。

**【会長】** 今の地域包括ケア人材育成センターについては、どこに書いてあるか。

**【地域支援課長】** 今年度以降の事業予定のため、未記載である。

**【高齢者支援課長】** 高齢者支援課であるが、資料13をごらんいただきたい。

12ページ、事業番号35、「介護保険・医療・福祉の連携における介護サービスの充実」である。高齢者支援課では、訪問看護の事業者が居宅介護支援事業者に情報提供する際に、早朝深夜の連携単価が2,000円、平日の日中が1,000円という形で制度を変更したもので、評価はAとしている。

事業番号36「介護に関わる相談体制と情報提供の充実」であるが、サービス相談専門員を平成30年度に1名増員、充実を図ったということでA評価にしている。

13ページ、事業番号37番「在宅サービスの充実における介護の負担軽減」については、医師会による「もの忘れ相談医」の休日相談会を実施した。また、認知症の見守り支援事業についても、新規の登録者が36名あったことから、評価はAとした。

事業番号38「介護家族向け支援の充実」については記載のとおりである。

17ページ、事業番号49「男性の地域参加へのきっかけづくり」である。高齢者支援課では、男性のための料理講習会を18回実施し、延べ143名が参加した。高

高齢者食事学研究会が実施しており、一定程度この人数が限界だということもあり、A評価をつけた。

26、27ページをごらんいただきたい。こちらについては、高齢者、障害者の方への支援の施策になっている。事業番号81「孤立防止への取り組み」は、見守り・孤立防止ネットワークの連絡協議会を年2回実施し、参加団体からも、こういった会に年に2回ほど参加することで連携の輪が広がり、顔が見える関係が築けることが非常に有効だという評価をいただいているので、A評価としている。

事業番号82「虐待防止の対策の推進」、高齢者支援課では、緊急避難用のショートステイを2床確保している。この2床を余り使われないことが望ましいとは思いますが、施策として対応しているというところから、A評価としている。

27ページ、事業番号83「消費者被害の防止対策の推進」については、年6回、隔月で、「武蔵野安全・安心ニュース」を発行して、地域の安全の意識を高めているということから、A評価をつけている。

資料14の第四次の事業予定についてだが、大きく変わったところはないので割愛するが、先ほど武蔵野市の職員を対象にしたLGBTの研修の話があったと思うが、講師を務めた原ミナ汰さんをお招きして、福祉施設や、障害施設で働いている方を対象にした研修会を今年度中、1月の下旬に開催する方向で準備を進めている。

【会長】 子ども家庭支援センターに、審議会の要望に応じて資料を作成してもらっているので、少しご説明していただくとありがたい。

【子ども家庭支援センター所長】 では、資料4「ひとり親家庭・婦人相談の状況」について説明する。(1)のひとり親家庭・婦人相談については、26年度から30年度の相談件数の推移である。相談件数はおおむね増えている傾向だが、下段に内数として、夫等からの暴力、いわゆるDV相談の件数を記載している。相談件数がふえているのは、1回で複数の項目を相談すると、それぞれ1としているので、実支援件数は30年度については3,099件ということになっている。DV相談は、この2年間は件数が減っているが、例えば同じ方に支援している期間が長いと、その方に対して複数の相談が継続するというのが27、28年度は多かったが、29、30年度は比較的相談がすぐに済むというか、例えば住民基本台帳の支援措置、DVを受けてきての転居や、そのための支援措置を受けるための相談で、それが済めば相談が継続しないといたケースが多かった。避難してきて、そのほかの支援が必要というケー

スが減ってきたというところがあって、件数が減っていると思っている。

その下の相談内容別件数に関しては、生活一般で多いのはやはり家庭内の紛争、離婚等の相談に絡んでというところが多くなっている。

児童については、基本的に子供のことで心配なことがあった場合には、子ども家庭支援センターの子ども担当と一緒に相談を受けており、例えばお子さんの相談についてはそちらが受けて、婦人担当のほうでは自立ということであったり、お母さんの生活面のほうの相談にかかるというように、内容によって支援を分けている。生活援護については、貸付である。上段の母子及び父子福祉資金貸付で、主にこの貸付はお子さんの進学に対する貸付が多くなっている。

(2)の緊急一時保護は、緊急に保護することを要する母子または女性を一時的に保護施設に入所させ、必要な相談、援助等実施で、6世帯11人が利用した。ケースとしては、パートナーから暴力を受けて、家を出てきて、今日行くところがないというようなことで、ホテルに泊まる宿泊代の援助をしたり、あとはそこからさらに施設に入所するまでのつなぎである。きょう泊まる場所がない、お金がなくて、今日行くところがないような場合の一時保護がほとんどである。

【会長】 委員の皆さまから何かご質問、ご意見はあるか。

【委員】 私たち男女平等推進市民協議会に、子ども家庭支援センターに関する相談が寄せられており、読んでもよろしいか。

【会長】 どうぞ、お読みいただいて構わない。

【委員】 武蔵野市男女平等の推進に関する条例第23条第1項の規定により、下記のとおり苦情の申し立てをする。趣旨、解決してもらいたいことは、人権や男女平等に配慮した接遇を受けられるように、職員研修の質を高め、相談者が窓口で不適切な説明を受けずに済むように職員を指導するとともに、案内方法を改善してもらいたい。また、相談者が現在必要としない内容については、説明を簡略にしてもらいたいというである。

具体的に申し上げると、私たちのところに訴えがあり、匿名でということなので、男女平等推進市民協議会が一応取り上げて、苦情処理委員会に申し立てを行った。相談者は夫と離婚して、子ども家庭支援センターに児童手当の変更手続きに行った際、児童扶養手当について、次のような接遇を受けたということである。相談者は、児童扶養手当の所得限度額を超える所得があるため、申請できないと述べたにもかかわらず、

担当者から児童扶養手当の説明を受けるよう案内された。担当者から、夫とは別れたと言っているのにもかかわらず、ご主人と繰り返す。この言葉が大変不適切である。また、よりを戻したらすぐに報告してください。あるいは交際する人ができたらすぐに報告する義務がありますなどと、配慮のない説明を受けたとのことである。第四次男女共同参画計画の基本目標4、男女平等推進の体制づくりに取り組むまち、基本施策1、計画推進体制の整備強化、計画推進体制の拡充の施策3、庁内推進体制の整備、事業番号100に、市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行うとある。市民と直接かかわる職員が人権と男女平等に配慮した接遇ができるよう、職員研修の質を高め、相談者が窓口で、不要で不適切な説明を受けずに済むように、職業指導をするとともに、案内方法を改善してもらいたいという趣旨で、私たちのほうで苦情申し立てをしたが、どのように解決方法をとられたかお伺いしたい。

【子ども家庭支援センター所長】 その際のご主人という言葉については不適切であるということで、元配偶者というような表現にするということで統一している。

次の不要な説明ということに関してだが、児童扶養手当については所得制限があるが、所得が下がった場合には該当することになり、その際、説明をしなかったことが本人にとって不利益になる。説明をしないことによって、該当したときにその説明を受けていない、例えば、所得が下がれば該当するといった、制度全般を説明しないことによって不利益を受けることがある。そうしたことから、現在は該当していないけれども、こういう制度であるということの説明がこちらにはある。そうしたことから、皆さんに説明を差し上げている。説明をしないことによって、例えば、後で、今は該当していないけれども、該当することになったときに制度の説明を受けていないから自分はこの制度が受けられなかったということがないように、現在、該当していない方でも説明をするということがこちらでもあるので、今でも必要な説明はさせていただくようにしている。

それから、よりを戻したらとか、つき合う人がいたらということについては、児童扶養手当については、婚姻届けを出していなくても、法律婚をしていなくても、事実婚の状態の方は該当しないという制度になっているので、その際、説明をしないで、例えば、法律婚をしていないから自分は手当を受けられるとっていて、後で、手当の要件に該当しないからお返しくださいということもあるので、要件に該当しない

ことがあるということをごちゃんと説明しておかないと、ご本人の不利益になることがあるということから、そのことについても説明を差し上げているところである。しかし、その説明を受けたことによって、不快な気持ちになるということは、こちらの説明の仕方が十分ではなかった。こちらの説明を差し上げている趣旨が伝わっていなかったということがあると思うので、その部分は、制度の趣旨をよく理解した上でご説明を差し上げるようにと指導しているところである。

**【委員】** 私自身も仕事をしてきた人間であるので、どのぐらいの収入ならば児童扶養手当をもらえるのに該当するかということ。それは、いくらでもわかることであって、児童扶養手当を、例えば収入の問題で制限がかかり、今は該当しないけれど、いつか該当するかもしれないからという説明では、私は全く納得できない。それは全くその知識がないという場合以外は、ご本人が大変不愉快だと思うのであれば必要ないのではないかと。それから、非常に大切なことが、物の言い方だと思う。私も武蔵野市民として市役所等に行くが、大変皆さん感じよく、いろいろなことについて適切に説明を受けており、市民として、嫌な思いをしたことも私自身はない。ただ、実際に、例えばここに書いてあるように、私たちが男女平等のほうをやっているからかもしれないが、やはりこの方が離婚するといった場面に出会ったときに、どのような物の言い方をされるかであると思う。例えば、これはしておいたほうが、ゆくゆくはあなた様のためにいいと思いますよということであれば、やはりそれが納得できるような接遇の仕方があるのではないかと。

それから、先ほど元配偶者とおっしゃったが、ほんとうにそれは適切だと思う。以前にも結婚していない方に対して奥様と呼びかけた職員がいて、やはりそれは大変傷ついてたということである。でも、その職員がどういう思いで、女性ならば奥さんと呼びかければいいのかというわけではないはずなので、やはりそういういろいろなことを啓発していただきたいし、できるだけ不快に思わないような接遇が必要である。ほんとうにもう皆様にとって、おやりになっているとは思っている。でも、やはりそういう方がいらっちゃって、そして、非常に傷ついていらっちゃるとしたら、やはりそれを取り上げ、そして、それができるだけよい形になるようにと、私たちはとても強く願っているので、よろしく願いたい。

**【会長】** ほかに何かご質問、ご意見はあるか。

**【副会長】** 資料13の9ページ、事業番号28、子ども育成課の「病児・病後児

保育の拡充」で、先ほどの説明の中で、利用したい市民とのニーズが合わなかったというような話があったが、それが具体的にどういったことなのかということと、あと市外の施設につなぐことを考えているということで、今の時期はこの施設はいっぱいだろうと思っているが、時期が時期だったらどこもいっぱいなのではないだろうか、これはどうしたらいいのか。一定の時期に膨らませて、そうじゃない時期は縮めるといった運営の仕方があると、すごくいいとは思いますが、そのあたりについて何かご意見、ご説明いただければと思う。

【子ども育成課長】 具体的な例ということで話させていただくと、お子さんの病気の状況というのは、今日の状況とあしたの状況では全然違ったりする。実は我々も利用のされ方だとか、そここのところと、受け入れている病児病後児施設、それから、その前段階として、例えば、病後児の施設の場合だと、クリニック等で受診して、それで、この子は病気ですねということをももらった上で、施設に来るという形をとるので、実は市と事業者、医師の間で、この夏に意見交換会をさせていただいた。

保護者の利用の仕方としては、もう今日熱が出ているから、あした預けたいというつもりでクリニックに行くけれど、クリニックとしては、今日の状況と明日の状況では1日、様子を見ないとわからないというようなことがある。保護者としては、明日預けたい、予定も立たないから預けたいというようなことがあるけれど、医者はそので、医師の確認書という、利用ができるというものを渡さないというところがあって、なかなか利用に結びつかないということもある。

三鷹の病児病後児保育施設の中には、クリニックと併設していて、朝早くからクリニックはあいているので、そこで受診して、すぐに預けられるというところもあったりするので、市内でもそういったことができれば、より利用率が高くなると思う。

先ほど申し上げた市外の利用については、感染症の流行の時期というのが重なれば、やはりそこは市内でも市外でも難しいような状況だとは思いますが、夏の時期の感染症だったり、そういったようなものだと、各地域ごとの偏在があるので、そういったところでの相互利用というのもできるのではないかと思うので、そういった視点での発言である。

それから、施設を大きくしたり小さくしたりというところであるが、なかなか施設のキャパとしては、例えば違う感染症の場合は部屋を分けなきゃいけないといったことで、例えば施設の定員が8名という施設もあるが、違う感染症の場合には、8名全

員、マックスで受け入れられないということもあつたりするので、そこで実際の数と受け入れの数で合わないということも発生している。

病児病後児保育施設というのはなかなか利用したい人も、結局、朝、急に熱が下がって預けられるという場合もあり、キャンセル待ちをしていたが、結局朝になったのだったら、もう会社を休むということでキャンセルになったりするということがあつたりして、結局、利用の申し込みに対してのキャンセルの割合が高い。そうすると、病児・病後児保育施設の運営的にもなかなか回転率というか、そこがうまくいかないという現状もあつたりするので、その辺は難しい問題だと我々は認識している。

【会長】 病児・病後児保育については、他の地域と比べて、武蔵野市は進んでいる、又は遅れている、平均的だといった、そういう評価はあるか。

【子ども育成課長】 高くも低くもないところかと思うが、もともとは一つしかなかったところを年次的に増やしてきたという経緯はある。まず駅圏ごとに1カ所ずつできたので、これでもまだ足りないということであれば、そこは設けていかなければいけないところかと思うが、先ほど申し上げたように、事業者も、なかなか採算のとれる事業ではないので、担い手もない可能性もある。かといって、施設を利用できる条件を緩和するということがなかなか難しいと思っているので、状況をしばらく見た上で、いろんな工夫を考えていければと考えている。施設の増設というのは、やはりまた、もうちょっと先の話だと思う。

【委員】 子ども家庭支援センターの資料4でお聞きしたいが、夫からの暴力、DVの件数が減っている。先ほどの説明だと、支援措置みたいなもので、何回も来なくなったから少なくなっていたというお話があつた。DVの被害者はそんな簡単に1回で終わるといふものでもないと思うが、その辺のフォローというか、支援措置だけにDV相談に来る人が増えたのか、その辺のある程度の見通しがつくまでの継続の相談みたいなのはどこがフォローしているのかというのが1点と、それとこれは内閣府で出す統計資料だと思うのだが、内閣府に出す配偶者暴力相談支援センターの相談件数の、市のものではないか。

【子ども家庭支援センター所長】 東京都に出している。

【委員】 東京都が取りまとめて、内閣府に出すものである。そうすると結構、その件数は増えているように思うが、ここで減っているから、どこがそこをフォローしているのかなというのがお聞きしたかった点である。

【子ども家庭支援センター所長】 かかわる期間が短くなる傾向というのは、この2年は多かったということで、どこかほかの機関のフォローが必要なのに、市がフォローしていないのではなく、必要とされる期間は関わっているが、市で相談しなくても生活ができているというか、必要とされている相談はこちらで、例えば同行支援というのはしているけれども、そういう同行支援をして、何かこちらが関わりながら、というよりも、DVというのは本人の、自分はDVを受けているという申し立てがあって、こちらもDVの相談を受けているということになる。それがDVかどうかというのは、市が決めることではない。本当にDVがあったかどうかということではなく、DVの相談を受けたという件数になるわけであるけれども、件数が多かったときには、やはり長い間どうしようかということできいろいろ動きがあって、相談を同じ人にかかなりの件数で継続して受けていくようなものが何件かあった。割とそういうところがなくなって、事務的なことでの相談が多いとか、そういうところもある。

【副会長】 私も関連でお聞きしたい。これは、延べは変わっているのだけど、人数はそれほど変わっていないというような趣旨だと思うので、延べじゃない人数を出していただくと、ある程度見えてくるものもあるのかもしれないと思うが、それは特に今新しく集計するとかではなくてわかるか。

【子ども家庭支援センター所長】 相談実人数は、28年度は人数が多かったが、29年度は28年度の半分以下に減っている。

【副会長】 30年度はいかがか。

【子ども家庭支援センター所長】 30年度も、28年度に比べたら50人ぐらいは減っている。

【副会長】 28年度は何人ぐらいか。

【子ども家庭支援センター所長】 これは129人である。相談実人数に占める割合は、28年度は31%と多かったが、30年度だと18.6%である。相談件数自体がふえているのだが、それは例えばこちらに転入してきた方、住所地主義なので、武蔵野がいいと言って、転入してきた方について相談を受けたり、あとはこちらも原因と言うか、これが多いからいいのか、少ないからいいのかというのは、実際的人数がわからない。

【副会長】 暴力に遭っている人が少なければとてもいいのだけれど。私たちがどうしてそう思っているかという、結構カードを置いたりして、できるだけ暴力を受

けている方に情報が届くようになってきたのではないかと予想していたところで、意外とその実数が、延べだけで見ると、250台ぐらいのところから半分ぐらいに減っているの、効果が上がっていると思っていたら、意外に、人数が逆に減っているけど、何なのかというところを見ているから、今こういう質問になっていて、先ほど暴力にもいろいろあるとおっしゃっていて、確かに私もいろいろな相談を仕事柄受けるけれど、暴力だということで相談に来る方にはいろいろな幅があるとは思いますが、この場合の暴力というのは、ご自分がおっしゃっているところの精神的なDVだとか言葉のDVみたいなものも多分に含まれているものか。

【子ども家庭支援センター所長】 そのとおりである。

【副会長】 では、身体的なもの、精神的なもの。身体的なものもあるのと、そういうものはないというところの割合はどのぐらいなのか。

【子ども家庭支援センター所長】 それは統計上分けていないので、わからない。

【副会長】 精神的なDVを受けたという説明をされる方の中には、お聞きしていて、そうでもないかなという内容の方もなくはない。私も自分で相談を受けていると、結構そこは幅のあるところなのかなとは思いますが、でも、ものすごく減っているのはどうしてかと思う。

【会長】 減っているのは確かである。若干景気がよくなったことで、収入が増えたり、仕事に就いたりすると、暴力もおさまるといった、そういうことはあるのか。

【副会長】 ストレスがあるときに発生しやすい。だから、豊かになってきたから少なくなっているととてもいいと思う。

【委員】 子ども育成課に質問だが、病児・病後児保育の件である。利用者が30年度は805名いたという話をいただいたが、実際利用しなくても病児・病後児保育は登録をするが、登録者は増えているのか。実際利用しなくても登録できていることでの市民のサポートされている、という安心感は大きくて、ここら辺の数字も拝見できるとありがたい。教えていただけるとありがたいと思う。

【子ども育成課長】 登録者数について、実は我々も把握はしていないところではある。各施設においても武蔵野はかなり転出入が多いので、登録だけで、一定、数が出た後は、その後、もう全然動かないということがあるようで、余り我々も数についてまでの報告を施設から求めていないので、実態としてはわからない。

同じようなもので言うと、一時保育事業というの、利用者登録をまずする、やは

り何かあったときに一時保育を利用しようということで登録をするけれど、それもやはり毎年のように数としては伸びてはいるので、病後児も何かのときのための保険ということでの登録というのは年々顕著に増えている。件数までは把握はしていないというのが現状である。

【委員】 登録は増えていることか。

【子ども育成課長】 お見込みの通りである。

【委員】 登録した中で、たまたまほんとうにぐあいが悪くなって、利用できた人が805人ということか。

【子ども育成課長】 もちろん利用したいという人が登録をまずはするわけなので、やはりその中で利用できないだとか、時期が集中してしまうということだと思っていて、その辺がこれから考えていかなければいけない課題だと思っている。

【委員】 今の事業のところであまり見つけられなかったが、私は保育園の仕事とか未就学の子供たちにかかわるような仕事もしていて、発達支援にかかわる療育を受ける公的機関のほかに、3日の療育に行く人に対して、ほかの地域だと、受給者証とあって、補助金を出すような事業がいろいろな区市町村であるように思うが、そういったものはあるか。言葉が出ない子とか未就学の子どもで、療育というのは平たく言うと、訓練みたいなところに連れていったりするのが多いんだけど、そういう訓練をするところは、施設はある。そこが公的機関のキャパが少ないので、民間を利用した場合に、民間の療育業者さんに少し費用を補填しようといった、そういう事業というのがある。それは、武蔵野市はどうなっているのか。

【子ども育成課長】 療育の施設としてハビットという施設はあるが、民間の施設というのはあまり市内にはないのではないか。

【子ども家庭支援センター所長】 市内にも施設はある。

【子ども育成課長】 あることはあるが、そこを利用した場合に受給者証として何か出しているかということ、そこまでは私どもも把握はしていない。障害者福祉課のほうで所管しているので、申しわけない。

【委員】 障害者福祉課のときに聞けばいいということか。

【事務局】 障害者福祉課のヒアリングは設けていない。

【委員】 割とどこの区市町村でも制度があって、そこが補助されている。例えば、1回、7,000円、8000円の養育費が700円、800円になるといった、そう

いうものがあって、この地域でよかったということを聞いていて、でも、武蔵野市ではないはずはないと思う。いろいろなところであるので、どうなっていたかなと思って、ここには書いていないので聞いてみた。

【男女平等推進担当課長】 事業番号33に、「障害児の放課後対策の充実」というのがあり、ここに児童発達支援事業所が新たに1カ所開設したということが書いてあるので、障害者支援課に確認して、それに関しては何らかの回答をするようにしたい。

【委員】 放課後事業はまた学童なので、未就学の子供で訓練するところがどうなっているかというところが関心事である。

【男女平等推進担当課長】 では、その未就学の部分について確認して、次回お答えする。

【委員】 子ども育成課で、保育園の認可保育所の整備をしているということだが、これで待機児童が大分少なくなるという見込みで、一時的に少なくなっていくとは思いますが、子供がいなくなってくる時の先の見込みとしてはどのぐらいで、逆に今度は整備した事業を縮小していくといった、その辺の見込みは何か考えがあるか。

【子ども育成課長】 武蔵野市が来年4月にできる第六期長期計画を立てるに当たって、人口推計を出した。それを見ると、武蔵野市の人口の年少人口が減少することはあったとしても、微減だというような推測も出ている。ただ、最近の報道では今年はお子さんの出生数が80万を切るだとか、そういう話もあるけれども、武蔵野の場合はまだ流入人口や、出産の数も増えるだろうということで、それほど減らないのではないかという予測が立っている。ただ、ご指摘のように、いつかは多分子供の数も下がっていくだろうということがあるので、そういったところに関しては、急激に今年が1,000だったのが来年は500とかという減り方は、すぐにはならないだろうということがあるので、そのトレンドを見ながら、例えば入所の受け入れの定員を各施設、若干名ずつ減らしてもらおうとか、そういった形で全体のバランスをとる。それから、なかなか民間園にやめてくださいと言うことはできないと思うので、公立の施設が定員の変更をするだとか、そのようなことのやりとりの中で、施設の適正な配置と、定員構成というのは考えていきたいなと思っている。

【委員】 育児休業などの制度が、今、男性の取得も進めるということで、0歳児の需要というのは、もっと減っていくのか。

【子ども育成課長】 我々の考え方としては、0歳児のときは育休制度があるので、

そういう形をとれるのであれば、ぜひ積極的に制度を活用していただき思っている。ただし、そういう制度を進めておいて、1歳で保育園に入れないという形もなかなか難しいので、そこはちゃんと枠は確保して、育休をとっても、その後も安心して保育園に預けられるという環境整備はしっかりと整えておく必要はあるので、ゼロの定員を減らして1に回すとか、いろいろな工夫はあるのかなと思っている。

【委員】 地域支援課と高齢者支援課にぜひ教えていただきたい。地域支援課に、いつも大変お世話になっているけれども、地域包括ケア人材育成センター、これは武蔵野市の福祉公社に委託されているものだが、こういうセンターをつくるということについては大変素晴らしいことだと思っている。先ほど、載っていないけれどもということで、喀痰吸引の研修もというような話が出ていたけれども、在宅で過ごされている高齢者、いわゆる病院からかなり出されてきている現状があって、家族だけでは負担し切れないということから、ヘルパーなどが喀痰の吸引をということだと思ってくれるけれども、今回、この喀痰の吸引の研修については、いわゆる指導機関として指定みたいなのをとるのか。それとはまた別のものになるか。

【地域支援課長】 都に研修実施機関として登録する。喀痰吸引等研修については、たんの吸引、胃ろうとか腸ろうといった経管栄養について、研修を受ければ介護従事者もそういった医療行為ができるようになる。これは何年か前に法改正がなされ、できるということになった。こちらについては、福祉公社とはまた別の機関に講師をお願いして実施する。研修を行うに当たっての機材とか、そういったものを福祉公社で用意して行う。

【委員】 例えば、私は老人ホームにいるが、老人ホームでも東京都の研修などに行って、介護職が喀痰の吸引ができるということになるが、それは一定の指定機関に行くということになる。それが武蔵野市の中でもそういう機関をつくって、市内の事業所の方が行けるという環境が整っていくというふうに理解していいか。

【地域支援課長】 お見込みのとおりである。

【委員】 それはすごい。なかなか研修が当たらないという言い方はあれだけれども、非常に大変なので。

【地域支援課長】 昨年、人材育成センターを開設したけれども、そういった準備や登録申請があるため、喀痰吸引等研修については、来年度から実施するという段取りで進めている。

【委員】 もう一点、高齢者支援課で、高齢者の虐待のことで、緊急のショートステイを整備されているということで、2床の整備をしている。これは私の実感では、虐待の相談というのは、分離するというので、結構入ってくる。それで、一時的にショートステイの利用ということ随分相談を受けるけれども、これは365日、常に2床は確保しているということか。埋まってしまっているときは、ほかの福祉施設のショートステイを調整するということになるのか。

【高齢者支援課長】 こちらの2床については、昨年度の実利用者数が27人である。26年度、5年前は43名の方が利用したということで、この5年間で一定程度、人数のほうが減ってきているところがあるので、この2床で一定程度のところは対応させていただいているといったところである。

【委員】 武蔵野市は利用者が減っているのか。

【高齢者支援課長】 実利用者の人数は減っているという形である。ただ、さまざま相談というか、虐待の通報などはかなり入ってくることは現状としてはあるけれども、緊急ショートで実際、家族から離れてといったところの利用について、この5年では減っているといったところである。

【委員】 家族分離したときに、その期間というのは大体どれぐらいの期間が多いか。利用する緊急ショートの期間というのは。

【高齢者支援課長】 期間は人によっても大分違うけれども、平成30年度では、653が延べ利用日数となっている。ただ、この延べ利用日数は、その年によって違う。例えば27年度、4年前は415といったこともあるので、そのケースで少し長めの方もいれば、比較的短い方もいるといったところである。

【委員】 配偶者等からの暴力だが、多分、男女平等推進担当との連携になると思うが、男性が被害者の場合のケースである。女性相談カードはあるが、男性相談カードは多分ない。今ずっと調べながら話を聞いていたが、一応、男性の相談はウィメンズプラザにというふうに、検索すると出てくるが、ホームページ等での相談窓口の周知などのところに、男性相談があって、その中にウィメンズプラザが出てくる。それだと多分、自分がDVを受けているかもしれないと思った人は、ああ、ここはDVのことを相談できるのだろうかと不安になるような気がしていて、男性相談の中にもDVという項目をさらに立てて、結局はウィメンズプラザに行くことになるが、何かそれぐらいしないと、男性の被害を受けた場合というのはなかなか相談しにくいと思

っている。そうしたことから、相談カードも含めて、もっと男性の被害者のほうへもアプローチできないか。

もう一つは、DVの相談のところで、やはり配偶者と出てくると、同性カップルでのDV、これも相談できるのだろうかとやはり気になってしまうので、相談一覧のところに、異性間でも同性間でもとか、もちろん相談した後に、何かいろいろと、えっ、同性間なのですかと言われてたりするのは問題だが、窓口の表示の仕方として、そういったこともちょっと一言入っていると、ああ、ここは相談できるのだと安心できると思うので、ホームページ等の周知の仕方など、工夫していただきたいと思っている。

あともう一つ、地域支援課でも、お父さんの子育て支援もされていて、今回の実績のほうでは、お帰りなさいサロンとか、これは高齢者になるのか。あと、子どもと運動というの、子ども政策課か、どこかに書いてあったような気がしたが、パパと一緒に楽しく体を動かそうとあるけれど、そういう中に、さらに何かもうちょっと男性がジェンダーバイアスをほぐせるとか、何かそういうものが少しでも入ると加害をしないとか、被害を受けないとか、そういう工夫もあると、なかなか暴力しないとか、男性の加害者を考えましようと言ったって男性は来ないので、そういうイベントの中にそういうのがちょっとでも入ると、環境を変えていけるきっかけにはなるかなと思うので、今後のイベントにも工夫をしていただければと思っている。

**【男女平等推進担当課長】** ホームページの記載等に関しては、今後、工夫していきたい。今回始めた「むさしのにじいろ電話相談」ですが、これは性的指向・性自認に関する相談となっているが、こちらのほうでも当然、そういった暴力に関係する相談も受け付けていくので、こちらでも周知の仕方を考えていきたいと思う。

先ほどの男性の料理教室に関してだが、確かに高齢者支援課はじめやっているが、男女平等推進センターでも昨年、「パパとつくろう、おいしいランチ」という事業をやっており、当センターでやる以上、やはりジェンダーの視点を持つ必要があるということから、男性が、趣味で料理をすとか、パートナーの単なる手伝いではなく、男性自身の本来の仕事、自分の責任として、料理もするといった、そうした視点での講座というように開催してきた次第である。

**【子ども家庭支援センター所長】** 子ども家庭支援センターでは、個人相談においては、男性が加害者であることが多いというか、女性の相談が多いので、男性からの相談を受けてしまうと、その加害者が紛れ込んでくるとまでいうと、ちょっと語弊が

あるが、相談員の安全を守るために、男性の相談を受けていないという流れがある。ただ、子供担当、子供と家庭の総合相談のほうでは、男性から配偶者からのDVで悩んでいるとか、子育てに関することで、DVの相談もあるということで、実際そういうご相談も受けている。お子さんへの影響がどうなのかというところとかで、ただ、そのお子さんへの相談については、こちらで一緒に考えていくが、それ以上、例えば夫婦関係のことでというふうになってくると、そのところはウィメンズプラザのほうを紹介させていただいたり、ということもある。また、例えば家庭内の虐待といいますか、お子さんだっったりの身体的暴力だっったり、暴言があっったりしたときには、こちらは今まで女性の相談員が多かったんですが、男性相談員のも、人事異動で配置して、男性に対して、女性にはちょっと話しづらいけど、男性にだったら話せるみたいなどころで、男性の相談員の配置もしているところである。

**【会長】** ほかにあるか、よろしいか。

子ども政策課に一つお聞きしたい。第五次子どもプランは大変だったかと思うが、中間のまとめも出しており、今回の第五次プランの目玉を少しご紹介いただきたい。

**【子ども政策課長】** 全部で185の事業が入っているので、いろいろあるが、今回、第六期長期計画と同時につくっているというところが大きな特徴である。基本理念には、子どもの基本的人権や子どもの最善の利益の尊重というような言葉を入れている。そういったところで、先ほど来、話に出てくる児童虐待の未然の防止や予防というような観点がやはり大きくクローズアップされていて、それを地域社会全体で取り組んでいこうというところがある。大きなところで言うと、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備というのを重点事業の一番初めに持ってきている。大まかに言うと、今、妊娠期からの切れ目ない支援が重要とされていて、例えば、現在も母子手帳交付時に、専門職による母子面接を行っているが、それを全数、全部の妊婦さんに対して行い、そこから得た情報を基本としながら関連する機関に適切につないでいけるような関係を構築し、包括的に子どもと子育て家庭を支援していこうというものである。その後、年齢が上がるにつれ、保育園、幼稚園、学校、学童、あそべえ等、様々な施設や機関が関わっていくことになるが、まずは最初の入り口を広げるため、今年度から、都のゆりかご・とうきょう事業を活用した子ども・子育て応援券事業というものを開始した。これは、母子手帳交付時の妊婦面接を受けた方に1万円の子ども商品券をお渡しするというものである。例えば、タクシー乗車に使える商品

を買えたりと様々な場面で利用できるようになってきている。それに伴い面接率も向上している。事業開始前まではおよそ65%程度だった面接率が、現在、80%から90%近くにもなっているという状況なので、そういったことも取り入れながら、子ども子育て家庭をしっかりと把握し、適切な機関の連携によって、虐待などを未然に防ぐということが一番大事である。なかなか連携といっても、顔の見える関係をつくるのは難しいと思うが、これはほんとうに行政だけではなくて、関連する団体や施設、様々な機関で進めていこうということで、今、進めているところである。

【委員】 その面接だが、保健センターでしかやっていないので、例えば境地区のお母さんたちだと、保健センターは、平日の5時までに保健センターに行くとなると、仕事をしている人とかは難しかったりする。中央地区はいいのだけれど、西地区と東地区にも面接できる場所ができたり、仕事をしている人たちも行けるように整ってくると、もっと効果的かと思う。今日は、健康課がないので残念である。

【子ども政策課長】 母子手帳の交付は、今は市政センターでもできる。ただ、市政センターでは専門職による母子面接ができないので、保健センターに行って受けていただければ1万円の商品券をお渡しするということになっている。だったら、3市政センターでやればいいじゃないかというお話もあるかもしれないが、やはり人員や体制等様々な課題があるので、そうした保健師をはじめとする専門職がどう関わればいいのか、例えば、子育てひろばに出張してやるとか、いろんな手段はあるとは思いますが、大田委員の意見も参考にさせていただき、今後、健康課等とも相談しながらより良い方法を検討していきたい。

【会長】 それでは、以上で本日のヒアリングは終了する。

#### ■議題（4）第三次男女共同参画計画事業実績の評価について

【会長】 では次の議題、第三次男女共同参画計画事業実績の評価について、事務局から追加の説明があればお願いしたい。

【課長】 資料5番をごらんいただきたい。前回いただいた指導課からの追加資料、皆様の議論をふまえ、1ページ目の基本施策の1-2の男女平等教育の推進、こちらの講評を修正させていただいた。これは審議会のたたき台というべきものであるので、よろしくご議論いただきたい。

【会長】 それでは、基本施策1-1、施策（1）男女共同参画の意識啓発である。

【市民活動担当部長】 29年度の評価を読んだほうがいいか。

【会長】 それではお願いします。

【男女平等推進担当課長】 基本施策1-1の施策。男女共同参画の意識啓発は丸となっている。1-2の男女平等教育の推進。こちらも施策は一つで、○となっている。基本施策1-3の男女共同参画の視点に立った表現の浸透、これも施策は一つで、○となっている。それから、基本目標4である。男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち。これが基本施策4-1で、施策(1)から(4)まで全体が○で、各施策(1)から(4)。これも全部○ということである。

以上、今回評価していただく部分は、前は全部○ということになっていて、◎や△はない。

【会長】 たしかに前は、○が多かった印象である。

【市民活動担当部長】 例えば基本施策の1-1の最初の意識啓発については、前は、男女平等の視点から該当する講座の実績を報告されたいということとか、それから、市報などでもさらなる周知、PRに努められたいということで、○の中でも、やはり審議会からは要望が出てきている。今回の講評を見ると、多数の講座が具体的に男女平等の視点からも多数の講座が行われたことは評価できるとか、活動レポートとして掲載するなど、内容の充実に努めているということで、講評自体は少し改善されたように思われる。1-1の(1)だけですけれども、少しく改められて、29年度の講評に対して改められているところが見受けられるのかなど。事務局としては、これは言えるということだと思う。

【会長】 たしかに、今回は報告のときに講座について、具体的に上げている。

【副会長】 では、○以外の評価にしたい部分があったら意見を言ったらどうか。

私はやはり、このメディア・リテラシーのところは気になる。ガイドラインが全然動いていないのではないかな。どうしても気にはなる。ガイドラインはどんな感じで動かす予定か。どう動かして何年でつくるところはどうか。

【男女平等推進担当課長】 今年度、一定の動きはある。

【副会長】 今年度、この4月までの間にとということか。

【男女平等推進担当課長】 令和元年度なので、この評価の中に入らないが、秘書広報課の広報担当と共同で行政文書の文書表現のガイドライン、手引については、作成の打ち合わせが入ったということである。

【事務局】 広報担当のほうで、統一的な手引をつくっていない。個々にはつくっているが、だんだん実態とずれてきたりしている。そういったことがあるということ、改めて何か市報だとかそういった部分にはなるが、情報発信の統一的なものをつくりたいという思いがあるということで、今検討している中で、やはり男女平等の視点を入れるということで、おそらくその中に入るような形ではあるが、言葉の使い方とかそういったことを含めた形で何らかつくれば良いという話はしており、今回、具体的にどういうものというのはまだ広報課が検討をしているところであるので、随時連携しながら進めたい。また、今年度中に広報課のほうで、広報に対する研修を実施する予定であるので、その中で男女平等推進担当も研修にお伝えする側として出席し、何らかの広報をするときには男女平等の視点、配慮のある表現を使うようにということを意識啓発のためにお伝えをして、そういったことで気をつけてもらうよう、啓発を図っていききたいという状況にある。

【市民活動担当部長】 ロードマップはできていないということか。

【事務局】 ロードマップはまだできていない。

【市民活動担当部長】 まだ目標として、いつまでに何をと。何はガイドラインだが、いつまでにというのは、広報とは調整できていないということである。

【副会長】 では、少なくとも、この講評のところにきちっとスケジュールをつくって実行してほしいということは入れる。遠くない将来にということ、10年とかじゃなくてということでもいいか。

【委員】 「まなこ」に関してだが、「まなこ」の発行と周知というところで、市報で取り上げるというのがあったと思う。そういう計画というか、今、いつどのようにやるか。例えば市報の中で、「まなこ」はいつの時期に、いつどの市報のときに取り上げられるのかとか、そういう具体性である。この文章だけだと、それがちょっと計画として見えてこない。

それから、これはここで当たるかどうか分からないが、混合名簿というのが、例えば基本施策1-2のところの最後のところで、講評のところで、男女平等の視点に立った学校教育を推進するに当たり、学校ごとの取り組みの違いが伺えるのでという文章がある。たしか混合名簿というのは、校長が決めるということが、たしか話し合いの中であったと思うが、そういったことも、これがこういうふうに最後に書いてあるということは、やはり○でも、どうなのか。少しその辺が心配である。

【会長】 まだ△なのかどうかはわからないけれども、ここが課題であるという確認を今しておきたいと思う。

【委員】 男女混合名簿でないから、男女平等がなされていないという観点で△印をつけられてしまうと、やはり悲しいなという気はする。ふだんの子供たちと接するところだとか、子どもたち同士も男女平等という感覚を持って、生活していると思う。男女混合名簿でないことだけをもって、全然だめだというような評価になってしまうと、これは悲しいと思う。ほんとうにそれは適正に評価されているのかなというふう

に逆に思う。

【委員】 たしかにそのお言葉のとおりだと思う。私もそうは思うが、例えば、男性が先で、女性が後という、男女混合名簿じゃない場合、女性が先で、男性が後というのは学校であるか。混合じゃない場合に、男性が先で、女性が後というふうになっていないか。

【委員】 それは、いわゆるヒドウンカリキュラムということをおっしゃっているのかなと思うが。

【委員】 もっと素朴に、私はそう思う。だから、そういう意味では「男女」と言っても、「女男」とは言わない。私も国語をやっていますが、「男女」を「女男」とか言わないけれど、でも、最初に、男が先で女が後という、そういう意識を変えていくというのも一つの、やはり言葉とかそういうものから変えていくのではないか。それも混合名簿の一つではないかと思うし、例えば幼いときはそういうふうに扱われるのだとしたら、それも一つの考えていただきたいことではあるなと思っている。

【委員】 ですので、何回も申し上げるようだが、それだけではなくて、何かしらやはり順番はついてしまうというものは、仕方ないかなと思うところではある。私が教員をしているときは、男女混合名簿を使っていた。なので、おっしゃるとおりであるし、別に男女別の名簿を使っているから、自分がそういうふうに男女を差別していると思いつつながら、やってはいなかった。

【委員】 それもよくわかる。

【委員】 私も委員の一人であるので、△印をつけていただいても構わない。

【委員】 △にしてほしいということではない。

【委員】 構わないのだが、そういう部分についてはやはり私自身も個人的には男女混合名簿のほうが、別にこの委員だからという意味ではなく、自分が、子供のとき

は男女別名簿であったし、男子の出席番号が先だった。別にそれで、だから何というふうに、私自身は何とも思っていなかった。あえてそういうふうに言われてしまうと、ああ、そういうものなのだなどと、今、私自身も感じているし、自分も男女混合名簿を使っていて、別にそこに違和感は全くなかったので、たまにおうちの方から、「探しづらいのよね、先生」と言われたりすることはあった。自分のお子さんがどこにいないかわからない、だから、「前のほうがよかった」と言うお母さんもいらっしやったことは事実だ。話がちょっとまとまらなくなったが、男女混合名簿だけをもって、学校が男女平等の視点から教育をしていないというふうに思われてしまうのはほんとうに残念だと思っている。ただ、男女混合名簿に変えていけば、男女平等ということがほんとうに推進されるのであれば、そういう方向性も間違っていないかなというふうに私自身は思っている。だから、どっちを使っても私はいいかなど思っているが、使う側の人の思いがどういう感覚でいるのかということが大事だと思う。

【委員】　でも、その思いというのは言葉にあらわれる。小さいときに、例えば、保育園等が男女混合名簿になっていたとして、ある保育園だと月齢でなっているところもあったが、そういう意味で、男とか女ではなくて、やっている。それで、例えばご不自由はなかったと。むしろそれで当たり前だと。やっぱりそういうふうになっていけばいいなということを私は思っているの、それはここで申し上げたいなと思っている。

【委員】　私の息子も月齢では3月生まれなので、最後である。名字で言えば、始めのほうに来る。男女混合で、月齢で並んでいて、彼自身も全くそういう感覚はないので、そういう意味からすれば、男女混合で並んでいるというのは、ある意味、彼にとっての小学校に入ったときにそうなっているほうが、自然ではある。保育園からの流れではそうなる。様々な状況の子がいると思うので、適切に対応していくとしか、今は教育委員会的なコメントになったが、そういう言い方しか今はできないかなと思っている。

【委員】　最後に一つだけ言わせていただくと、LGBTとかSOGIの観点から言うと、男女別の名簿というのが、性別が男女の二分であるという意識をすごく植えつけるものでもある。混合名簿が学校の先生、体育の先生なんかはやりにくい、中学校の体育の先生がやりにくいというのはよく聞くが、混合名簿を出発点に、必要条件であって十分条件ではないと思う。おっしゃるようにそれをやったら、平等が推進、

もうパーフェクトなのかというのとパーフェクトじゃないとは思いますが、必要条件として捉えていきたいなと思っている。

【会長】 事務局で混合名簿に関する資料があれば、次回に用意できるか。

【男女平等推進担当課長】 平成29年度に指導課に調査をお願いしたものがある。

【委員】 平成30年度分が、議会の会派要求資料であったと思う。

【会長】 では、次回、参考資料で、この辺をどうするか現状確認をしたい。

【男女平等推進担当課長】 先ほどの「まなこ」を市報の特集の件だが、前回の講評を受けて、第四次男女平等推進計画ができたときに一面で特集を組む予定だったが、ほかに大きな話題があって、一面を外されてしまった経緯がある。

【市民活動担当部長】 先ほどの子ども・子育て応援券か、選挙か何かではじき飛ばれた。

【男女平等推進担当課長】 たしか、市と武蔵野赤十字病院が協定を結んだという記事だったと思う。それで一面から、六面に移動した。来年度についても1回は「まなこ」で特集を、ということをお願いしているが、必ず一面を飾れるかどうかということ、確約できない。

【市民活動担当部長】 「まなこ」だけではなくて、私のほうで平和の担当もやっているが、毎年8月1日に一面を飾るのだけれども、クリーンセンターの火事とか、突発的かつ重大な出来事があったりした場合は、急遽、違う記事になったりというのがある。

ただ、一面でとってもらうようには何とか交渉はしていて、もう直前までそれで行ってたのがだめになったり、という場合もあるので、何とか周知については、一生懸命やりたいと思うが、そういったこともあるので、ご了解いただきたい。

【会長】 では、今の講評についてはまた引き続き、次回評価をしていきたい。第4回では、基本目標1から4まで全部まとめてやっていきたいと思う。何か質問はあるか。特になければ、よろしいか。

それでは、本日の主な議題は以上である。

#### ■議題（5）その他

【会長】 事務局から次回の日程の確認と、情報提供や事務連絡等があればお願いしたい。

【事務局】 次回日程だが、1月23日の木曜日、プレイスの3階、スペースCが会場となる。また次回も木曜日であるので、6時開始としたい。

【会長】 では、以上で本日の審議会は終了する。

— 了 —